

豊田市高齢者活動事務交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、老人クラブに対する交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 この交付金は、高齢者等の自主的な社会貢献的活動を促進し、老人クラブ活動を通じて地域活動の担い手となり共働のまちづくりを推進することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、地域を基盤とする高齢者の組織である老人クラブ（単位老人クラブ）とする。

(交付条件)

第4条 交付金の交付を受けることのできる老人クラブは、次の各号に定める要件を具備し、自主的、民主的な運営に努めなければならない。

- (1) 老人クラブの規約を定めていること
- (2) 地域社会とのつながりを持った活動が自主的に行われること
- (3) 自治区等地域の組織と連携して活動が行われること
- (4) 会計処理が明確に行われること

(協力事務等)

第5条 この交付金は、老人クラブが自主的に行う地域を豊かにする社会活動（社会貢献的活動）及び市行政に対する協力事務、さらには住みよい地域とするために地域課題の解決に取り組む事業に対して交付する。

2 前項でいう活動、事務及び事業とは次の各号のとおりとし、高齢者の生活を豊かにするスポーツ活動、学習活動等についても対象とする。

- (1) 地域の環境美化に関する事業
- (2) 防災、防犯及び交通安全に関する事業
- (3) 世代間交流、次世代への伝承に関する事業
- (4) 友愛奉仕活動等地域福祉に関する事業
- (5) 自治区等と協力して取り組む地域課題解決のための事業
- (6) その他市行政における一般的な協力事務

(交付金額等)

第6条 交付金の交付額は、老人クラブから報告を求める会員数を算定の基礎とし、その算定基準は別表1のとおりとする。

2 老人クラブが第5条の事業に取り組まない又は取り組みが不十分であると認められる場合は、交付金を交付しない又は減額できるものとする。

(実績報告)

第7条 老人クラブは、交付金受領年度末ごとに、事業及び会計状況を明らかにした書面により実績を報告しなければならない。

(交付の方法)

第8条 交付金は、毎年度4月30日までに単位老人クラブが報告する状況を基に算出し、市は概算払いにより交付するものとする。

(交付の停止)

第9条 市長は、第5条各号に定める活動、事務及び事業の取組みが行われないと認められた場合、交付金の交付を停止することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた申請に係る交付金に関しては、同日後もその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた申請に係る交付金に関しては、同日後もその効力を有する。

別表1 算定基準（会員数は4月1日現在のものを基準とする）

規模別会員数割	1 老人クラブ当り26,000円に50人を超える場合50人ごとに24,000円を加算
委員活動費	高齢者交通安全アドバイザー及び友愛活動リーダー 14,000円+60円×会員数 アドバイザー又はリーダーの選任がない場合は1/2とする。
老人憩の家運営費	老人憩の家を開設している場合 1開設あたり104,000円 (老人憩の家設置届出書提出済の豊田市老人憩の家管理運営補助金交付要綱第9条第3項の基準を満たすもの)

(第7条関係)

平成 年 月 日

豊田市長様

老人クラブ名 _____
 住 所 〒 _____
 フリガナ 豊田市 _____
 会 長 名 _____
 電 話 番 号 _____



平成 年 月 1日現在の老人クラブの状況を報告します。
あわせて、これを基に算出される高齢者活動事務交付金を請求します。

平成 年度単位老人クラブ状況報告書



会 員 数 (平成 年 月 1日現在)

	男性	女性	合計
59歳以下	人	人	人
60～64歳	人	人	人
65～69歳	人	人	人
70～74歳	人	人	人
75～79歳	人	人	人
80～84歳	人	人	人
85～89歳	人	人	人
90歳以上	人	人	人
合計	人	人	人

高齢者交通安全 アドバイザー	フリガナ	
	氏名	
	住所 〒 _____ 豊田市	
	電話 _____	
友愛活動リーダー (選出している場合は記入)	フリガナ	
	氏名	
	住所 〒 _____ 豊田市	
	電話 _____	

(裏面へ続く)

老人憩の家管理者 (開所している場合は記入)	名称 () 老人憩の家
	フリガナ
	氏名
	住所 〒 — 豊田市
	電話 —

老人憩の家開所予定 (開所している場合は記入)

月 曜	(: ~ :)	(: ~ :)
火 曜	(: ~ :)	(: ~ :)
水 曜	(: ~ :)	(: ~ :)
木 曜	(: ~ :)	(: ~ :)
金 曜	(: ~ :)	(: ~ :)
土 曜	(: ~ :)	(: ~ :)
日 曜	(: ~ :)	(: ~ :)
毎月決められた日	(日)	(: ~ :)

※週に3回以上開所する。

※添付資料

- ・単位老人クラブ総会資料又はそれに準じる資料
 - ・老人憩の家利用実績報告書→開所している場合のみ提出
 - ・老人憩の家設置(変更・廃止)届出書
 - ・単位老人クラブ会則
- } 変更があった場合のみ提出